

児童 保護者の皆さんへ
児童扶養手当・特別児童扶養手当の制度について

児童扶養手当

児童扶養手当は、次の①から⑧のいずれかの条件にあてはまる、父と生計を共にしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）を養育している母親や母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

なお、児童が心身に一定の基準以上の障害をもっているときは、満20歳未満まで手当が受けられません。

① 父母が離婚した児童



- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障害の状態にある児童
- ④ 父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧ 父、母ともに不明である児童（孤児など）

▼支給額（児童一人の場合の月額）

全部支給……41,720円
一部支給……41,710円
9,850円（所得に応じて）

▼手当が支給されない場合

【児童関係】

- ① 日本国内に住所を有しないと
- ② 父または母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき
- ③ 父に支給される公的年金給付額の加算の対象となっていないとき
- ④ 児童福祉法に規定する里親に委託されているとき



特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神や身体に障害のある満20歳未満の児童を養育している父もしくは母（主に所得の多い人）または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。

▼支給額（月額）

障害1級……50,750円
障害2級……33,800円

▼手当が支給されない場合

【児童関係】

- ① 日本国内に住所を有しないと
- ② 障害を支給事由とする年金を受けることができるとき
- ③ 児童福祉法により児童福祉施設など（通所施設を除く）に入所しているとき
- 【父または母もしくは養育者関係】
- ① 日本国内に住所を有しないと
- ② 所得が限度額を超えるとき
- ③ 所得が限度額を超えるとき
- ④ 児童の父もしくは母の死亡について、労働基準法などの規定により遺族補償を受けることができる理由が発生した日から6年を経過していないとき
- ⑤ 児童福祉施設などに入所しているとき
- ⑥ 父と生計を同じくしているとき（ただし父が重度の障害の状態にあるときは除く）
- ⑦ 母の配偶者（事実上の婚姻関係も含む）に養育されているとき（ただし配偶者が重度の障害の状態にあるときは除く）
- ⑧ 児童の父もしくは母の死亡について、労働基準法などの規定により遺族補償を受けることができる理由が発生した日から6年を経過していないとき
- 【母または養育者関係】
- ① 日本国内に住所を有しないと
- ② 老齢福祉年金を除く公的年金給付を受けることができるとき
- ③ 所得が限度額を超えるとき

▼申請・問合せ先

役場健康福祉課福祉室
☎ 54・3111（内線153）



バス ご利用ください バス利用促進敬老割引

町では、バスの利用促進と高齢者福祉の充実を図るため、バス利用促進敬老割引を行っています。バス料金が大変お得になりますので、是非ご利用ください。

▼対象者

吉岡町在住の満65歳以上の人（ただし、主な乗降場所の一方または両方が吉岡町内であること）

▼購入方法

各バス会社の営業所や案内所

に年齢・住所の確認できるものを必ずお持ちになってお買い求めください。お持ちいただかないと割引価格での購入ができません。

▼割引額

バスカード1,000円あたり200円を割引した金額で購入できます。カードの販売金額はバス会社により異なります。

▼問合せ先

役場総務政策課政策室
☎54・3111（内線127）

表彰 平成21年春 優良自動車運転者表彰

平成21年春（4月）の優良自動車運転者表彰の受付を行います。

▼表彰基準

【銅章】5年以上無事故・無違反の人

【銀章】10年以上無事故・無違反で銅章を受章している人

【金章】15年以上無事故・無違反で銀章を受章している人

【金冠銀章】20年以上無事故・

無違反で金章を受章している人
【金冠金章】30年以上無事故・無違反で金冠銀章を受章している人



▼対象者 洪川交通安全協会の会員で表彰基準を満たしている人

▼申込期間

【役場受付】
12月26日（金）まで

【洪川交通安全協会受付】
平成21年1月16日（金）まで

▼必要書類

印鑑、運転免許証、交通安全協会会員証、無事故無違反証明書発行手数料700円
※交通安全協会にて申込む場合は、無事故無違反証明を各自で取得してください。

▼問合せ先

役場町民生活課生活環境室
☎54・3111（内線144）

洪川交通安全協会
☎0279・22・1125



総合計画に関するアンケート調査

町では、よりよい町を目指して総合計画の策定を行っております。現在進行中の第4次吉岡町総合計画は平成22年度で終了します。これに伴い、次期総合計画の策定作業を本年度から開始しました。住民皆さまの意見を総合計画に反映するため、アンケート調査を行います。アンケート対象者は、無作為に選ばせていただきますので、アンケート用紙が届きましたらご協力を

お願いします。

▼調査期日

12月1日（月）～12月15日（月）

▼調査対象 無作為に抽出された18歳以上の男女2000人

▼調査方法 対象者宛てにアンケート用紙を郵送します。アンケート用紙にご記入の上、返信

をお願いします。

▼問合せ先

役場総務政策課政策室

☎54・3111（内線127）

今月の納税

固定資産税・・・4期
国民健康保険税・・・8期

納期限 12月26日(金)

介護保険料・・・9期
後期高齢保険料・・・6期

納期限 1月5日(月)

便利で確実な口座振替も利用できます



「工業統計調査」が、平成20年12月31日現在で全国一斉に実施されます。

「工業統計調査」は、製造業を営む事業所を対象に、1年間の生産活動に伴う製造品の出荷額、原材料使用額などを調査し、製造業の実態を明らかにすることを目的としています。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として使われるほか、企業・大学などでの研究資料、小中高等学校の教材など、広く利用されています。

調査方法は、県知事から委嘱された調査員が事業所を直接訪問して、調査票の記入をお願いし、記入した調査票を回収する

▼問合せ先
役場総務政策課政策室
☎54・3111 (内線127)
県庁企画部統計課経済産業係
☎027・226・2410

調査員調査です。皆さまから提出していただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守され、統計作成の目的以外は一切使用されませんので、正確なご記入をお願いいたします。

なお、記入などで不明な点がありましたら、役場総務政策課政策室または県庁統計課までお問合せください。



平成20年
工業統計調査にご協力をお願いします

IC運転免許証発行

平成21年1月5日から免許証更新手続きをした人にICカード型運転免許証が発行されます。

発行の目的

- ・偽造が困難な運転免許証とすることで、偽造された免許証を利用した犯罪を防止します。
- ・本籍(国籍)をICチップに記録し、免許証の本籍欄を空欄にでき、プライバシーが守れます。

暗証番号の設定

- ・IC運転免許証には暗証番号が必要となります。
- ・暗証番号は0から9の数字で4桁の数字が2組必要となります。
- ・免許証更新の際、暗証番号が必要となります。
- ・銀行窓口などで身分証として利用する場合、暗証番号の入力が必要となります。

▶問合せ先

渋川交通安全協会 ☎0279・22・1125

町では平成21年版の県民手帳(濃緑・赤・ベージュ)および、農業日誌、ファミリール日誌、新農家暦をあつせんします。日々を綴る1冊としてご活用ください。

▼価格

県民手帳	500円
農業日誌	1,400円
ファミリール日誌	1,400円
新農家暦	490円

▼あつせん期間 12月26日(金)まで※午前8時30分〜午後5時15分、土・日曜、祝日は除く

ポケットサイズなのに、この情報量!!
県民必携の一冊



▼あつせん窓口 役場総務政策課で代金と引き換え
▼問合せ先
役場総務政策課政策室
☎54・3111 (内線127)

県民手帳をあつせんします